

「ぬで島次郎さん、科学って何かの役に立つためにあるんじゃないのですか？」

上田からの7つの質問～『生命科学の欲望と倫理』に即して

上田昌文（NPO 法人市民科学研究室）

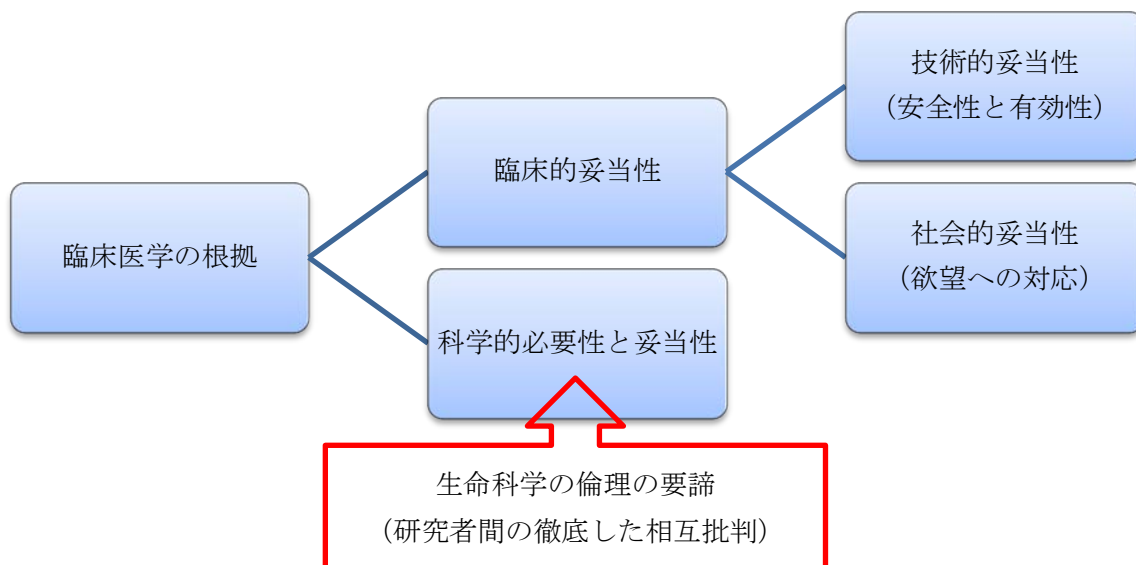
1●【日本の生命倫理に関する規制政策の問題とその原因、改善策】

- ・ 脳死者からの臓器摘出・移植の問題に大きな比重が置かれてきたこと
- ・ 生きている人から臓器の摘出・移植や臓器以外の人体組織や細胞の扱いについては手薄なこと（「生体移植率が世界で突出して高いこと」は何を意味するのか？）
- ・ 出生前診断や着床前診断など生殖補助医療については公的な規制がなく、専門医の自主管理に委ねられていること

こうした状況をみるに、日本での規制はフランスの生命倫理法に比べて、場当たりのつぎはぎである感が否めない。なぜ、包括的で系統的な規制を作ろうとしないのか？ それを阻むものは何か？ 一貫性のある規制を設けるためには、どのように議論を始めていけばいいのか？

2●【人間の欲望を軸にした臨床医学論の構図に即して】

180 ページに示されている構図をふまえて、専門家（研究者を含む）にのみ委ねてしまってよい部分と、そうでない部分があるように思われる。例えば、「抗癌剤による延命措置」で考えてみると、どのような具合になるのだろうか？ また、例えば抗癌剤の効果や使用の是非については、医療者の間でも様々な異なった見解が出されてきたと思われるが、“徹底した相互批判”はなされてきた、と言えるだろうか？そして、市民の関与がもっとも大きいと思える「社会的妥当性」の検討はいかなる方法でなし得るのであろうか？



3●【「生命・生命観への探求＜先端医療の技術開発」の転換の意味するもの】

免疫学が脳科学などの最新の知見をふまえての、21世紀の生命科学が拠って立つべき「生命の本質」（生命観）を拓くことが重要であるにもかかわらず、生命研究自体がその探求の本道を歩むというより実用主義に傾き、先端医療技術開発に従属していることの問題が指摘されている。この“本道”を歩む価値（＝「知るために知る」を追求する価値）が、科学者のみならず、パトロンである一般市民にとっても重要である、その認識が示されているが、その理由はなんだろうか？ 掘り下げてみたい。

4●【欲望の充足のコントロールはいかにして可能か】

問3とも関連するが、「純粋に科学する欲望の充足に価値を置き、その実現を目指すことが、人類の成熟を促す契機になりうるのではないだろうか。」（159ページ）との見通しについて考えたい。「（純粋に）科学する欲望」と「現世利益を求める欲望」とを、どのように（なんらかの基準を設けて？）分けできるのだろうか？ 例えば、抗生物質、体外受精、DNA診断、あるいは遺伝子組み換え食品、といった技術の発見や開発においては、この2つの欲望は、どのような様相を持った（持っている）と言えるのだろうか？ また、「欲望の充足のコントロール」の観点からは、どのような逸脱（過剰な欲望が生まれてしまっていること）とそれへの対処があり得ると考えられるだろうか？

5●【「平均寿命を伸ばす」という医療の目標をめぐる】

「生命と身体を巡る欲望をどこまで認めるか」がこの書での議論の核になっている。これをきちんと詰めることで、まっとうな規制が生まれ、それがあがるゆえに「研究の自由」も確保される、という論理である。しかし、肝心要の“欲望の上限設定”は、エネルギーの過剰使用が主因の地球温暖化の事態をみてもわかるように、非常に難しい。個々人の価値判断や行動選択では、それなりの抑制ラインを設けることがまっとうだと認識し、実行している人もそれなりいるが一体外受精や臓器提供や出生前診断をしない、という人も決して少なくないと思われる一、「楽」で「便利」で「損・痛みを伴わないで手に入る」という方向で新しい技術が出てくると、すぐさまそれに引きずられるマスが形成される（おそらく大きくは市場経済の問題）。生命科学・医学領域では、例えば「平均寿命を伸ばす」という欲望充足は侵すべからざる当然の目標にさえなっているように思える。これを見直していくことは本当に可能か？ もし見直すことに直結しているような様々な対処の事例があるようなら、それを教えてほしい。

6●【研究の自由と技術的応用の制限について】

合成生物学（人工生命の創出）、トランスヒューマニズム（エンハンスメントテクノロジーの全面容認）、有人宇宙開発（ヒトの宇宙進出）という事例をとおして、科学する欲望と人間の欲望がどこに向かうべきか、何を目標とすべきなのか、という問題の広がりとその難しさが浮き彫りにされていると思う。146～147 ページに核兵器研究と遺伝子組み換え技術に言及して、問題が「研究の自由」の観点から整理されているが、

a) 知的探求という意味での科学研究に制約があってはならない（研究の自由）

b) 安全が確保され（危険が抑えられ）れば、何をしてもよいわけではない（技術的応用の制約）

の両立はいかにして可能か、と問いなおすこともできるように思う。これ自体でも難しい問題だが、ここに「軍事」といった国家の意思・統制がからむとさらに難しくなる。a の前提が「すべての情報の公開」であるとすれば、「軍事」ではそれは実現不可能だと思われる。また、そもそも b において「人を殺傷することを目的にした技術開発」が「軍事」では容認され、「平和目的」では否認されるはずだが、転用可能（デュアルユース）な事例はいくらでもある。核物理学の研究の是非をどこで線引するのが妥当なのだろうか？あるいは、人の精神をコントロールするような薬剤の開発といったことはどうなのか？「研究の自由」と「技術的応用の制約」はケースバイケースで対応するしかないのだろうか？それともある程度統一的な倫理的ルールを見出すことができるだろうか？

7●【「科学研究のパトロンとしての市民」について】

43 ページから 53 ページで展開されている「専門家同士の間の相互批判に、専門外の人も参加できるようにすることがさらに望ましい」という見解には大いに賛同する。すべての市民ではなくても、関心の高い市民がきちんと関与することは、科学コミュニケーションの一番根本的な要件であると私は認識している（「科学リテラシーとは、科学と技術に対してまっとうな文句・注文をつけることのできる能力のことである」と私は定義している）。ただ、現実には、例えば「原子力村／御用学者批判」が典型的だが、研究開発資金の不透明な流れ（その全貌をきちんと把握すること自体が大変）、産官学の癒着構造、事故や不祥事が起こると露見する“（政策の）責任の不在・なすりつけ合い”、市民の側からの“レッテル貼り”と解消不能な不信感……と「問題が起こる前は“よく知らない”」「問題が起こると“あんな奴と話はできない”」の、専門家と市民の間には構造的な断絶が横たわっているといっても過言ではない。市民が「科学のよきパトロン」たるには、何をどこからどう変えていけばよいのだろうか？